93.　削除	93.　北部精製会社 NORTH REFINERIES COMPANY （所在地）イラク、ベイジ
94.　～107.　【略】	94.　～107.　【同左】
108.　削除	108.　国営医薬品・医療機器会社（キマディア） STATE COMPANY FOR DRUGS AND MEDICAL APPLIANCES （KIMADIA） （別名）医薬品・医療機器総合施設（キマディア） GENERAL ESTABLISHMENT FOR DRUGS & MEDICAL APPLIANCES （KIMADIA） （所在地）イラク、バグダッド、私書箱6138号、マンスールシティ
109.　～111.　【略】	109.　～111.　【同左】
112.　削除	112.　国営石油事業会社 STATE COMPANY FOR OIL PROJECTS （別名）国営石油事業機構 STATE ORGANIZATION FOR OIL PROJECTS （所在地）イラク、バグダッド、私書箱198号、ポートサイード通り、石油省 イラク、バグダッド、サアドゥーン通り、私書箱198号
113.　～151.　【略】	113.　～151.　【同左】
152.　削除	152.　国営石油精製・ガス処理施設 STATE ESTABLISHMENT FOR OIL REFINING AND GAS PROCESSING （所在地）イラク、バグダッド、サアドゥーン通り、私書箱3069号
153.　削除	153.　国営石油訓練施設 STATE ESTABLISHMENT FOR OIL TRAINING （所在地）イラク、バグダッド、アル・マンスール、私書箱6073号
154.　～174.　【略】	154.　～174.　【同左】
175.　削除	175.　石油製品・ガス供給総合機構 GENERAL ORGANIZATION FOR OIL PRODUCTS AND GAS DISTRIBUTION （別名）国営石油製品・ガス機構 STATE ORGANIZATION FOR DISTRIBUTION OF OIL PRODUCTS AND GAS （所在地）イラク、バグダッド、私書箱302号、サウスゲート、ハイヤム　シネマ通り
176.　～208.　【略】	176.　～208.　【同左】
備考　表中の【　】の記載は注記である。	

○外務省告示第百四十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第八十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年三月十六日、二十一日、二十九日及び三十日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十四日

外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。